

① 件名	
石巻市学習等供用施設釜会館の指定管理者の指定について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 石巻市学習等供用施設釜会館は、航空自衛隊松島基地周辺住民の福祉向上を目的とする集会所的施設であり、その管理運営については、地元5町内会で組織される石巻市学習等供用施設釜会館管理運営委員会（以下「釜会館管理運営委員会」という。）を指定管理者としているが、指定期間が平成31年3月31日をもって満了となる。</p> <p>【目的】 防衛施設周辺地域住民の福祉向上と学習環境及び地域コミュニティの醸成に資するため、引き続き釜会館管理運営委員会を指定管理者として指定しようとするもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令等】 地方自治法（昭和22年法律第67号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年12月19日条例第321号） 石巻市学習等供用施設条例（平成17年4月1日条例第109号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
昭和57年 4月	石巻市学習等供用施設釜会館の供用開始
平成18年 4月	釜会館管理運営委員会による指定管理開始 （平成23年3月31日まで）
平成23年 3月	東日本大震災により施設の供用停止
平成25年 7月	施設の災害復旧・改修工事
～平成26年 2月	
	4月 施設の供用再開に合わせて指定管理開始（平成31年3月31日まで）
平成30年 4月	地元町内会との指定管理に係る協議
～12月	
12月	指定管理者指定申請書の受理・審査 指定管理者の候補者の選定について通知
⑤ 主な内容	
(1) 名称	石巻市学習等供用施設釜会館
(2) 供用開始	昭和57年4月
(3) 所在地	石巻市築山三丁目6番28号
(4) 施設概要	RC造2階建：延床面積547.20㎡
(5) 施設機能	集会室、学習室1、学習室2、保育室、休養室
(6) 指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）
(7) 選定候補者	釜会館管理運営委員会 （下釜第1、下釜第2、下釜第3、下釜三軒屋、三軒屋東町内会により構成）
(8) 選定方法	非公募
(9) 選定理由	本施設は防衛施設周辺地域住民の福祉向上を目的とする集会所的施設であり、当該地域住民が施設を管理運営することで、より一層の地域コミュニティの醸成に資することから、釜会館管理運営委員会を当該施設の指定管理者として指定するもの。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

防衛施設周辺地域住民の福祉向上と学習環境及び地域コミュニティの醸成が図られる。

【財源措置】

債務負担行為 期 間：平成31年度から平成35年度まで

限度額：指定管理者と締結する基本協定書に基づく指定管理料

年 度	指定管理料
平成31年度	1, 170千円
平成32年度	1, 070千円
平成33年度	1, 000千円
平成34年度	950千円
平成35年度	900千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年2月 市議会第1回定例会へ指定管理者の指定及び債務負担行為の一般会計補正予算案について提案

3月 指定管理者の指定について通知
指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結
指定管理者による指定管理開始

⑨ その他